

# 令和6年度 本山町介護予防事業委託業務 仕 様 書

高知県本山町

## 1. 目 的

本町では、町民の誰もが高齢者になっても地域で元気に暮らし続けることができるために、町民による相互の連絡と協議により、高齢者の生きがいと社会参加の促進、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図ることにより、要介護状態等への進行を防止することを目的とする。

## 2. 業務名

本山町介護予防事業委託業務

## 3. 業務期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

## 4. 業務対象地域

高知県長岡郡本山町内

## 5. 業務内容

事業内容		受託者担当業務	町担当業務
事業内容①	<p>●地域ミニデイの継続と活性化支援</p> <p>目的：ミニデイ取組内容の恒常化防止と、ミニデイに継続して参加することの意識付け。</p> <p>対象：町内に居住する65歳以上の高齢者</p> <p>内容：地域ミニデイ開催時に参加し、取組みの改善点を確認し、世話役に提案する。また、未開催地区への働きかけを行う。</p> <p>時期：通年（16地区×3回）</p>	<p>世話役に現取組内容の改善点を提案（参加者の身体データを基礎とした個人へのアドバイスを含む）し、その結果どのような内容になったかを町に報告する。</p>	<p>受託者からの報告をもとに、事業内容を充実させるために、受託者等と協議を行う。</p>
事業内容②	<p>●フレイル予防に関する広報</p> <p>目的：広報誌に町民に広くフレイル予防を周知していくために広報記事を掲載。</p> <p>対象：町民全般（主に高齢者）</p> <p>内容：フレイル予防について広報・啓発する。ミニデイ活動の様子や交流会などについてもPRし、ミニデイ活動参加者増につなげる。</p> <p>時期：8月以降 ※2ヶ月に1回</p>	<p>フレイル予防について、ミニデイ活動の様子や交流会などの広報記事の作成。</p>	<p>町広報へ掲載。</p>
事業内容③	<p>●地域づくり交流総会</p> <p>目的：各地区や団体との情報交換と各地域における取組の格差を解消するため、各地区の現状把握と課題を抽出する。</p> <p>対象：ミニデイ推進員、地域ミニデイ、食生活改善推進員、健康づくり婦人会、区長会、民生委員、本山町社会福祉協議会等</p> <p>内容：講演会、研修会（ワークショップ等）の開催</p> <p>時期：10月、3月（年2回）</p>	<p>講演会や研修会の企画・調整、コーディネート、会場運営、会議司会進行、広報活動（チラシ制作・企画、郵送業務、電話対応など）、当日配布資料・アンケートおよび必要書類の作成。</p> <p>※実施内容を町に随時報告すること。</p>	<p>受託者に対象者を通知。講演会や研修会に参加し、各地区の現状と課題を把握し、対応の検討と実施につなげる。</p>

※受託者と町は、委託業務から得られた情報を協議することで、委託目的を達成するために協力することとする。

※全事業内容の対象者に「高齢者等のフレイル予防」を普及し、後日の問い合わせ対応は、受託者および町が対応する。

## 6. 委託経費

経費は、人件費、交通費、諸経費、その他業務に必要な経費とする。

## 7. 業務執行体制及び危機管理体制

- (1) 受託者は、本業務に対する責任者を選任すること。
- (2) 責任者は、本業務に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に行えるようにすること。
- (3) 受託者は、本業務に際して、事前に従事者の危機管理に備えた体制を整えた上で運営することとし、安全及び事故防止に努めること。

## 8. 参加促進及び地域特性の把握

- (1) 受託者は、地域ミニデいの参加促進を図るために、創意工夫に努めるものとする。また、関係機関や委託者が行う参加促進に向けた取組に協力すること。
- (2) 受託者は、地域特性を把握し、ミニデイ取組内容の恒常化防止、ミニデイに継続して参加することの意識づけや未開催地区への働きかけを行う。

## 9. 運營業務及び内容の変更

運営計画の内容について変更があった場合は、委託者の指示に従い柔軟に対応し運営を行うものとする。

## 10. 契約締結

委託者は、受託者と仕様書を基本として、協議を行い、本業務に係る仕様を確定させた上で、契約締結をする。ただし、協議結果によって、仕様書の一部を変更した上で、契約締結する場合がある。

## 11. 契約締結後の提出書類

- (1) 完了時（完了届、業務完了報告書）
- (2) その他必要と認めるもの

## 12. 個人情報等

受託者は、本業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

### 13. その他

- (1) 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、逐次、委託者と協議を行い、その指示により業務を進め業務の結果については速やかに報告を行うこととする。

### 14. 協議事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、受託者と委託者が協議した上、定めるものとする。